

三監告示第6号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和5年11月28日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 桃 澤 綾 子

三条市監査委員 佐 藤 和 雄

記

- 1 監査の対象 「定期監査結果に関する報告書」のとおり
- 2 監査の期間 同 上
- 3 監査の方法 同 上
- 4 監査の結果 同 上

定期監査結果に関する報告書

1 監査の対象 令和 4 年度及び令和 5 年度における総務部政策推進課、情報管理課、行政課、人事課、財務課、税務課及び収納課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況

2 監査の期間 令和 5 年 9 月 22 日から同年 11 月 28 日まで

3 監査実施委員 長 橋 昇
樋 澤 綾 子
佐 藤 和 雄

4 監査の方法

定期監査は、令和 4 年度及び令和 5 年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 文書事務において、文書受取の処理を行っていない等の事例があった。
- (2) 財務会計処理事務において、旅費の支給漏れ等の事例があった。